平成２２年（フ）第２６２号
北海道北斗市久根別４丁目８番14号
債務者　柿崎美枝子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２９７号
函館市日乃出町24番11号
債務者　本間　靖大
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３０６号
函館市富岡町２丁目60番18号
債務者　池田　　恵
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３０９号
函館市鍛治２丁目24番21号
債務者　以西　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３１０号
函館市東山町197番297号　ビューサイト203号室、住民票上の住所北海道北斗市本郷59番地
債務者　山崎　啓子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３１１号
北海道茅部郡森町字砂原２丁目58番地の１
債務者　酒井　賢一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３１２号
北海道茅部郡森町字砂原２丁目58番地の１
債務者　酒井　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３１３号
函館市上湯川町53番26号
債務者　成田　　隆
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３１４号
函館市亀田港町53番17号
債務者　村木　奈緒
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第７０号
岩手県一関市萩荘字江川南方97番地
債務者　長田　修一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２３５号
奈良県葛城市北花内182番地３
債務者　深川　智美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
奈良県橿原市大軽町325番地の５
債務者　和田　　真
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
奈良県葛城市疋田38番地12、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字三吉662番地６
債務者　永田　義之
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
奈良県葛城市疋田38番地12、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字三吉662番地６
債務者　永田　奈美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地３－８－503
債務者　宇都宮健二
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２９５５号
大阪市生野区勝山北４丁目10番30号
債務者　野山　直美（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８０３号
大阪市西淀川区姫島５丁目２番15号シティハイツ姫島206号室
債務者　丸山　彩子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部